

令和6年2月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

① 新規就農者の状況について

農 林 水 産 部

1 新規就農者に関する調査結果（令和5年度調査）

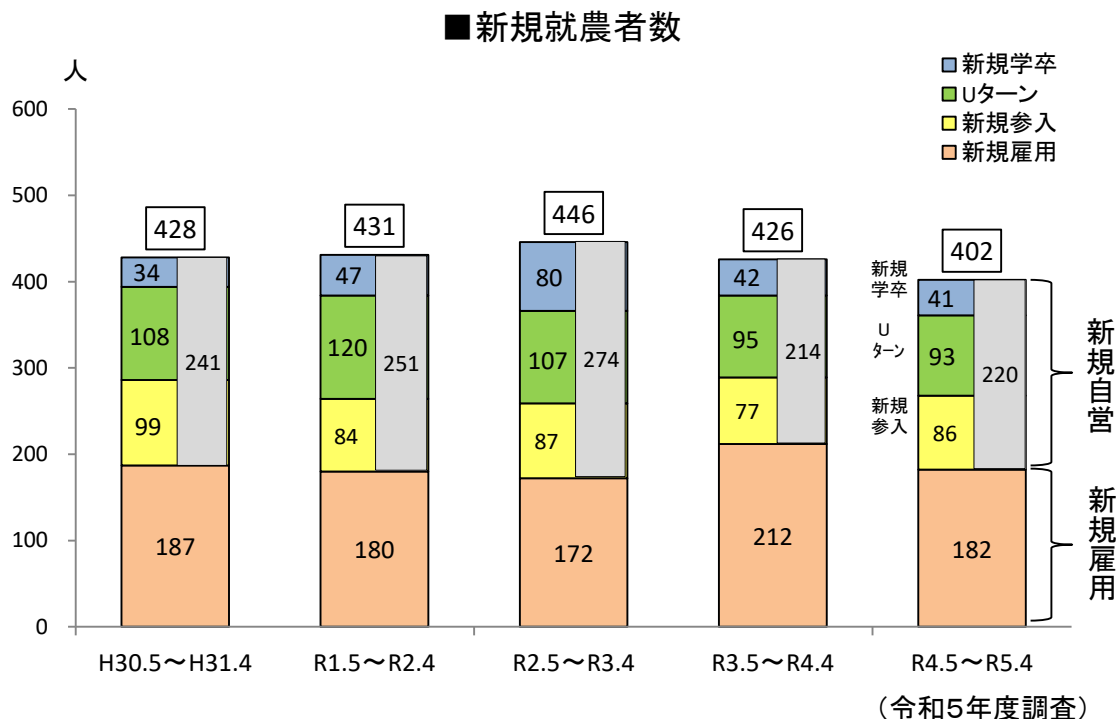
○新規就農者 合計 402人 [前期比 6%(24人)減]

(内訳) 新規自営就農者	小計	220人	[前期比	3%(6人)増]
うち新規学卒就農者	} 親元就農	41人	[前期比	2%(1人)減]
うちUターン就農者		93人	[前期比	2%(2人)減]
うち新規参入就農者		86人	[前期比	12%(9人)増]
新規雇用就農者		182人	[前期比	14%(30人)減]

○令和4年5月から令和5年4月までの間における県内の新規就農者の総数は402人（前期比24人減）となった。

○内訳としては、新規学卒就農者が前期より1人減の41人、Uターン就農者が2人減の93人、また、非農家出身等の新規参入就農者は9人増の86人で、新規自営就農者全体は6人増の220人となった。

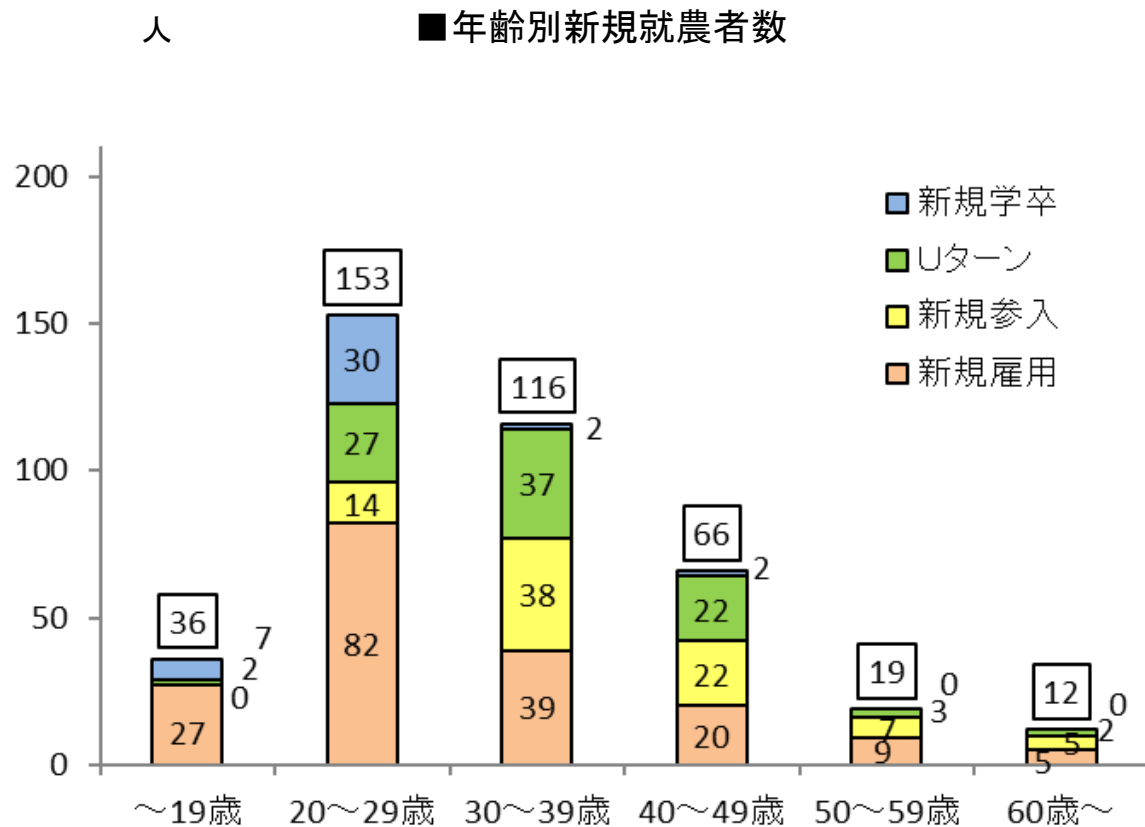
○一方、県内の農業法人等の新規雇用就農者数は、前期より30人減の182人となった。



2 年齢別の状況

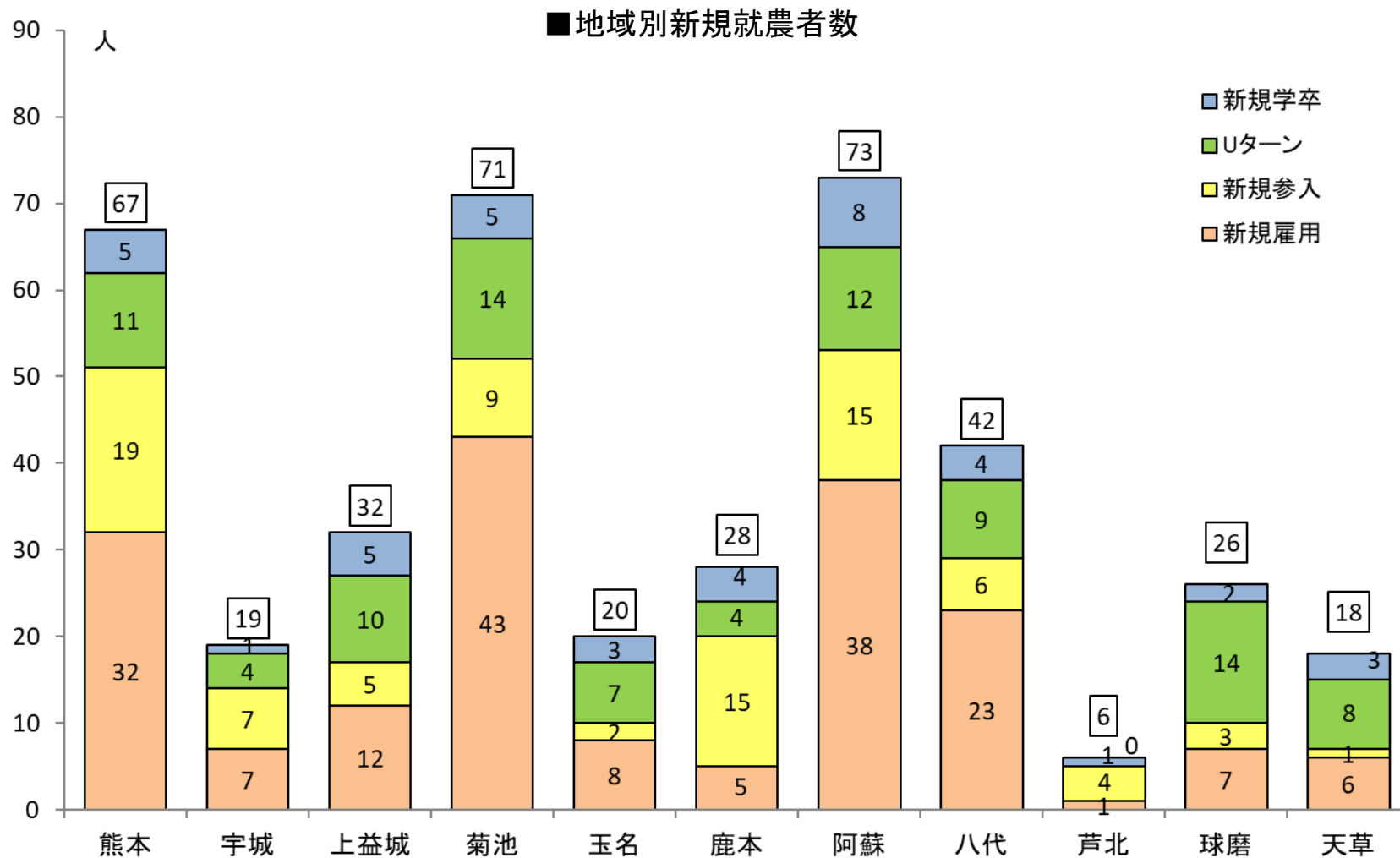
○新規就農者数を年齢別で見ると、20代の就農者が153人と最も多く、次いで、30代が116人となっている。

○就農形態を年齢別に見ると、新規学卒就農者及び新規雇用就農者は20代で多く、Uターン就農者及び新規参入就農者は30代で多くなっている。



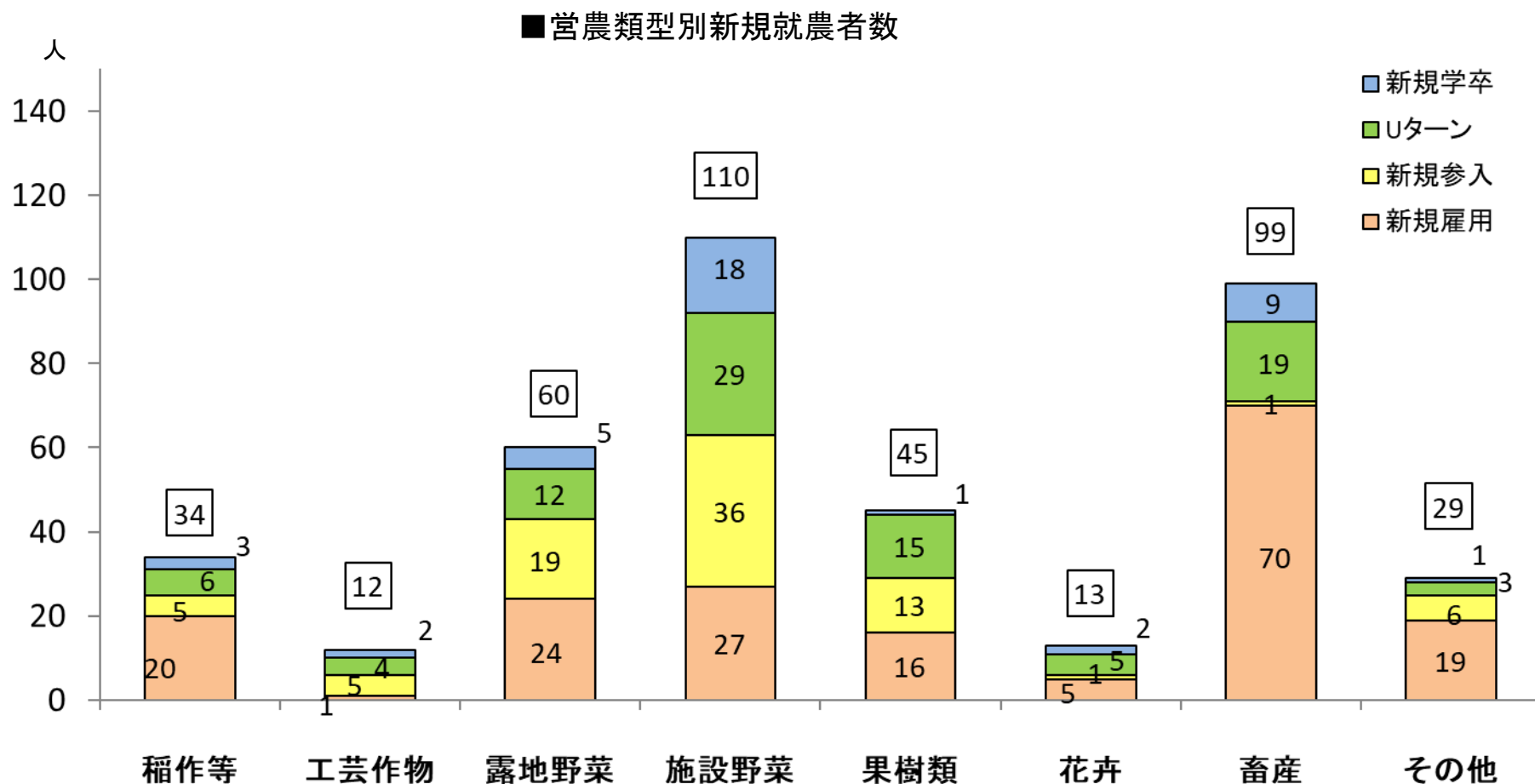
3 地域別の状況

- 新規就農者数を地域別で見ると、阿蘇地域が73人で最も多く、次いで菊池地域が71人、熊本地域が67人の順であった。
- 就農形態を地域別に見ると、新規学卒就農者は阿蘇地域、Uターン就農者は菊池地域及び球磨地域、新規参入就農者は熊本地域、新規雇用就農者は菊池地域で多くなっている。



4 営農類型別の状況

- 新規就農者数を営農類型別で見ると、施設野菜が110人で最も多く、次いで畜産99人、露地野菜60人の順であった。
- 就農形態を営農類型別に見ると、新規学卒就農者、Uターン就農者及び新規参入就農者は施設野菜で多く、新規雇用就農者は畜産で多くなっている。



5 新規自営就農者の定着状況について

○過去5年間(平成29年5月～令和4年4月)までの新規自営就農者(1,275人)のうち離農者は45人で、離農率は3.5%と、前回調査(平成28年5月～令和3年4月)の4.1%よりも0.6ポイント減少し、9割を上回る定着率を保っている。

○親元就農者と新規参入就農者との比較では、新規参入就農者の離農率が若干高くなっている。

	単位：人、%															(参考) 前回調査					
	H29.5～H30.4就農者 (5年目)			H30.5～H31.4就農者 (4年目)			R1.5～R2.4就農者 (3年目)			R2.5～R3.4就農者 (2年目)			R3.5～R4.4就農者 (1年目)			H29.5～R4.4 (5年間の計)			H28.5～R3.4 (5年間の計)		
	就農者数	離農者数	離農率	就農者数	離農者数	離農率	就農者数	離農者数	離農率	就農者数	離農者数	離農率	就農者数	離農者数	離農率	就農者数	離農者数	離農率	就農者数	離農者数	離農率
親元就農	193	6	3.1%	142	7	4.9%	167	6	3.6%	187	4	2.1%	137	1	0.7%	826	24	2.9%	848	30	3.5%
新規参入	102	7	6.9%	99	8	8.1%	84	3	3.6%	87	1	1.1%	77	2	2.6%	449	21	4.7%	503	25	5.0%
計	295	13	4.4%	241	15	6.2%	251	9	3.6%	274	5	1.8%	214	3	1.4%	1,275	45	3.5%	1,351	55	4.1%

6 令和6年度の主な新規就農支援策について

新規就農者に対する相談から定着に至る各ステージに応じたきめ細やかな支援の着実な実施

教育・啓発・相談対応

○中学生向けのバスツアー
& 出前講座の実施による農業の魅力発信



○農大: 志望進路への到達支援、スマート農業等の先端技術を学ぶカリキュラムの充実、農大と農高の連携強化



○新規就農支援センターによるワンストップ相談対応。県内外でのセミナー・相談会、HPで情報発信。



等

研修

○認定研修機関(20機関)における実践的な研修

○関係機関と連携したフォローアップの強化

【国】就農準備資金
49歳以下。150万円/年を交付。最長2年間

【国】サポート体制構築事業
就農相談員の設置、研修農場整備等を支援

【県】研修機関活動支援
研修実施に必要な活動費支援



等

就農

○経営開始時の支援
【国・県】経営発展支援事業
(2月補正: 初期投資促進事業)
49歳以下。機械・施設等の導入支援。3/4補助。事業費上限1千万円



○【県】中古ハウス整備支援
研修機関が新規就農者に貸し付けるハウス整備を支援。1/2補助
最大250万円補助



○就農後の所得支援
【国】経営開始資金
49歳以下。150万円/年を交付。最長3年間



等

定着へ

○農業者の技術習得、レベルアップを支援

・くまもと農業アカデミー
(農作業安全講座)



・青年農業者(4H)クラブ活動支援
(プロジェクト研究を通じた技術向上支援、九州や全国のクラブ員とのネットワークづくり支援)



等

農業経営継承支援センター：リタイアする農業者から第三者への経営継承を推進

移譲希望者

継承  合意

継承希望者

令和6年2月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

- ② 令和2年災害関連等工事に係る不調・不
落対策について

農 林 水 産 部

令和2年災害関連等工事に係る不調・不落対策について

県南3地域（八代・芦北・球磨）を対象に、今年度末を期限として実施している「復興JV制度」について、来年度の発注見込みや不調・不落の状況等を勘案し、令和6年度末まで1年間延長する。

1. 復興JV制度（災害型総合評価落札方式）の概要

土木一式工事（設計金額7千万円以上のA1等級工事）に県内全域のA1・A2等級企業による施工体制を確保するもの

○対象工事 令和2年災害関連等工事のうち、A1等級対象の土木一式工事

○JVの構成 A1・A2による2社又は3社の組合せ

（A2・A2の組合せは、予定価格1億7,000万円未満）

○総合評価項目 ・地域精通度、地域貢献度の評価項目を設定しない

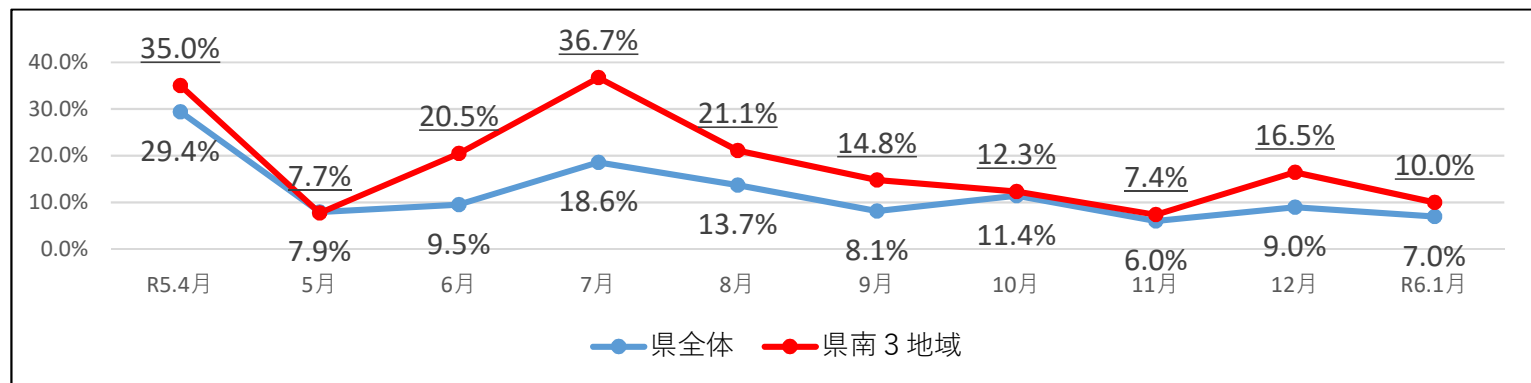
・復興JVでの入札参加者に対する加点あり

2. 県南3地域の災害関連事業の発注見込み（農林水産部・土木部）

【単位：億円】

事業種別	事業費	R2～R5年度	R6年度	R7年度以降
災害復旧事業	409	377	11	21
災害関連事業	358	255	56	47
計	767	632	67	68

3. 令和5年度の県工事（農林水産部・土木部）の不調・不落の状況



4. 県南3地域への管外企業の参入状況（R3.11月～R6.1月）

管内	八代	芦北	球磨
復興JV対象工事契約件数①	8	34	66
管外企業契約件数②	2	24	24
管外企業受注率(②/①*100)	25.0%	70.6%	36.4%
管外から参入した企業の地域別延べ企業数	上益城 3者 【計3者】	熊本 13者 阿蘇 12者 天草 4者 上益城 3者 菊池 3者 玉名 3者 宇城 2者 【計40者】	天草 12者 阿蘇 8者 菊池 7者 熊本 6者 玉名 4者 上益城 2者 【計39者】

※ なお、県南3地域を対象に実施している「土木一式工事B等級の発注標準引き上げ」（1,500万円未満を3,000万円未満に引き上げ）については、予定どおり令和6年3月末を持って終了する。

令和6年2月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

- ③ 食料・農業・農村基本法改正及び
熊本県食料・農業・農村基本計画
改定について

農 林 水 産 部

1 食料・農業・農村基本法の改正について

改正の方向性

- 食料・農業・農村基本法について、
「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」
 の観点から改正を行い、**令和6年の通常国会への提出**を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

- ① 食料安全保障を柱として位置付け**
 ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、
国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理
- ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け**
 ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、
輸入・備蓄とともに国内の農業生産の増大が基本
 ・食料安定供給に当たっての**生産基盤の重要性の視点を追加**するとともに、
 輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、
輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け**
 ・農産物の輸出について、**国内生産基盤の維持の視点を追加**するとともに、
増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する
輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）**
 ・食料供給の持続性を高めるため、
 生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として**食料システムを新たに位置付け**
 （同時に、**関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等**）
- ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化**
 ・食料の価格形成において、
 農業者、食品事業者等の関係者の**相互理解と連携**の下に、
 農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、
食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、
消費者の役割も含め明確化
- ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け**
 ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、**円滑な食品アクセスの確保に**
関する施策を新たに位置付け

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の自効など必要な見直しを行う。

等

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
 ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、**多面的機能に加え、**
環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 ・その上で、**環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化** 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

- ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化**
 ・担い手の育成・確保を引き続き固りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに
 地域の農業生産活動を行う、担い手以外の**多様な農業人材も位置付け**
- ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け**
 ・農業者が急速に減少する中で、**食料供給に重要な役割を果たす**
農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化**
 ・食料の安定供給を図るためにも、
スマート農業の促進や新品種の開発などによる「**生産性の向上**」、
知的財産の確保・活用などによる「**付加価値の向上**」、
「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
 ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならなくなる中で、
サービス事業者の育成・確保を位置付け
- ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化**
 ・**防災・減災**や既存施設の**老朽化への対応**も視野に、**農業水利施設等の基盤の**
整備に加え、保全等も位置付け
 ・**家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**についても**位置付け**
- ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化**
 ・農村との関わりを持つ者（**農村関係人口**）の増加や**農村RMOの活動促進、**
多面的機能支払による「**地域社会の維持**」を位置付け
 ・**農泊の推進や6次産業化**など**地域資源を活用した産業の振興**を位置付け
 ・**鳥獣害対策や農福連携**などについて**明確化** 等

等

提出が検討されている関連法案

食料供給困難事態対策法

食料安全保障

食料供給が困難になった場合、国が対策本部を設置し、食料の安定供給確保のために事業者に対し、確保指示や生産要請等を措置

農業振興地域整備法等

食料安全保障

食料の安定供給を確保するため、農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化、農地所有適格法人の経営基盤の強化を図るもの

特定農産加工業経営改善臨時措置法

食料安全保障

法適用期限の延長。調達コストが上昇・高止まりしている小麦・大豆を原材料とする農産加工業者の国産利用等の取り組みに対し、金融・税制上の支援措置を新たに整備

スマート農業技術活用促進法

農業の持続的な発展

計画認定を受けた農業者や事業者に対し、長期低利融資や設備投資に係る所得税・法人税に関する特別償却などの金融・税制支援等を行い、スマート農業技術の活用や研究開発を促進

2 熊本県食料・農業・農村基本計画の改定について

- 令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に加え、スマート農業等による生産力向上、くまもと農業への“人財”総結集や、活力ある農山漁村の継承により、未来につながる魅力あふれる「くまもと農業」の実現を目指し、令和3年（2021年）2月に策定。
- 現計画の計画期間は令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の4年間であり、今年度は最終年度となっている。

目指すべき姿の実現に向けた2つの柱と9つの施策

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

- ① 生産力・商品力・産地力の強化
- ② 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集
- ③ 経営力を高める農業生産基盤の強化
- ④ 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化
- ⑤ 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

- ① 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり
- ② 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮
- ③ 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興
- ④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

主な成果指標

- ・スマート農業関連研究成果数
- ・「くまさんの輝き」栽培面積
- ・担い手への農地集積面積
- ・外国人材の受入れ人数
- ・地産地消協力店数 など

情勢変化

- ・物価高騰
- ・人口減少に伴う人手不足
- ・物流問題
- ・半導体企業の進出
- ・自然災害等のリスクの増大

計画の改定について（次期計画）

- 令和6年4月以降 現計画の成果確認、計画の改定※
- ※熊本県食料・農業・農村基本計画の改定にあたっては、国の基本法改正等の動きを注視するとともに、次年度以降に見直す県の方針等との調整を図る。